

○松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例

平成24年3月27日

松江市条例第31号

改正 平成26年12月19日条例第67号

令和2年3月26日条例第34号

(設置)

第1条 水都松江市が誇るホーランエンヤを保存伝承し、ホーランエンヤの更なる発展を図り、また広く全国にホーランエンヤの素晴らしさを伝えるため、松江ホーランエンヤ伝承館（以下「伝承館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 伝承館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江ホーランエンヤ伝承館	松江市殿町250番地

(事業)

第3条 伝承館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) ホーランエンヤにおいて使用された祭具及び衣装並びにホーランエンヤの歴史に関する絵図、写真、文献等の資料を収集、保管及び展示すること。
- (2) ホーランエンヤの伝統を継承する者の育成を支援すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、伝承館設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第4条 伝承館の休館日は、毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）及び12月29日から翌年の1月1日までとする。ただし、市長が必

要と認めるときは、休館日に開館し、又は伝承館の維持管理等のため臨時に休館することができる。

(開館時間)

第5条 伝承館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 伝承館及び附属設備（以下「施設等」という。）又は伝承館が収蔵する資料（以下「収蔵資料」という。）を損壊するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、施設等又は収蔵資料の管理上支障があると認められる者

(入館者の遵守事項)

第7条 伝承館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 館内外を汚さないこと。
- (4) 定められた場所以外には出入りしないこと。
- (5) 許可なく物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なく貼紙その他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

(入館料)

第8条 伝承館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を市長に納付しなければならない。

(入館料の減免)

第9条 市長は、施設の利用促進のため必要があると認めるとき又は公益上その他特別の事由があると認めるときは、入館料を減額又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第10条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により施設等又は収蔵資料を破損し、滅失し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に伝承館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 入館料の徴収に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が伝承館の管理運営上必要と認める業務

(指定管理者に係る読替え等)

第14条 指定管理者が伝承館を管理する場合における第4条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条及び第5条中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、市長の承認を得て」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項により読み替えて適用される第8条の規定により指定管理者が徴収した入館料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第62号で平成24年10月28日から施行)

附 則 (平成26年12月19日松江市条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日松江市条例第34号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

区分	入館料	
	個人	団体 (20人以上)
大人	200円	160円
小人	100円	80円

備考

- 1 大人とは、中学生、小学生及び未就学児以外の者をいう。
- 2 小人とは、小学生及び中学生をいう。
- 3 未就学児は、無料とする。